

# 阿見町議会会議録

令和2年第1回臨時会

(令和2年4月6日)

阿見町議会

## 令和2年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(4月6日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・仮議席の指定	6
・議長の選挙	6
・議席の指定	8
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	9
・副議長の選挙	10
・常任委員会委員の指名	11
・議会運営委員会委員の指名	12
・常任委員会及び議会運営委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	12
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	13
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	14
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	14
・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	15
・議案第32号から議案第34号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	16
・議案第35号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	20
・議案第36号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	21
・議案第37号(上程, 説明, 採決)	26
○閉 会	27

# 第 1 回 臨時会

阿見町告示第92号

令和2年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月1日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和2年4月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 常任委員会委員の指名について
  - (4) 議会運営委員会委員の指名について
  - (5) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
  - (6) 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について
  - (7) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
  - (8) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
  - (9) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）
  - (10) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
  - (11) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
  - (12) 阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
  - (13) 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
  - (14) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 号

[ 4 月 6 日 ]

## 令和2年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年4月6日（第1日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
税務課長	齋藤明君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市整備課長	堀越多美男君
農業振興課長	小松澤智君
学校給食センター所長	木村勝君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

## 令和2年第1回阿見町議会臨時会

### 議事日程第1号(その1)

令和2年4月6日 午前10時開会・開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

### 議事日程第1号(その2)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 常任委員会委員の指名について

日程第7 議会運営委員会委員の指名について

日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

日程第9 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第10 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第13 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例等の一部改正について)

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第14 議案第35号 阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第15 議案第36号 令和2年度阿見町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第37号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて



午前10時00分開会

○事務局長（小倉貴一君） 事務局長から申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。

御出席の議員の中で、飯野良治議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。飯野良治議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（飯野良治君） ただいま紹介にあずかりました飯野良治でございます。

皆様方には、去る3月22日の町議会議員一般選挙において当選され、ここに御参集されましたこと、誠におめでとうございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより令和2年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、議事日程第1号（その1）に入ります。

---

#### 仮議席の指定について

○臨時議長（飯野良治君） 日程第1、仮議席の指定について、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

#### 議長の選挙について

○臨時議長（飯野良治君） 次に日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○臨時議長（飯野良治君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に

落 合 剛 君

栗田敏昌君

石引大介君

以上3名を指定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（飯野良治君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○臨時議長（飯野良治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（飯野良治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○臨時議長（飯野良治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○臨時議長（飯野良治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（飯野良治君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

落合剛君、栗田敏昌君、石引大介君、立ち会い願います。

〔立ち会いの上、開票〕

○臨時議長（飯野良治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票。有効投票中、久保谷充君11票、野口雅弘君7票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、久保谷充君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○臨時議長（飯野良治君） ただいま議長に当選されました久保谷充君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、久保谷充君より挨拶がございます。久保谷充君、登壇願います。

〔議長久保谷充君登壇〕

○議長（久保谷充君） このたび議員の皆様方の御推挙を賜りまして町議会議長の要職に就くことができました。誠に身に余る光栄でございます。もとより微力でございますが、円滑な議事運営に努め、その使命達成と、より開かれた議会になるよう最善の努力を尽くす決意でございます。

町民の皆様様の議会活動に関する関心は極めて大きなものがございます。吉田前議長の下、議会報告会の開催、インターネットによる議会中継、全員協議会の公開など、町民の皆様様に開かれた議会改革の流れを止めることなく、さらに、タブレット端末の導入を機といたしまして、さらなる議会運営の効率化、活性化を図るとともに、住民福祉の向上のため、町民の皆様様の負託に応えてまいりたいと存じます。皆様様の御指導、御協力を賜り、重ねてお願いを申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（飯野良治君） 本席を議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

○議長（久保谷充君） それでは、これより議事日程第1号（その2）に入ります。

議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

---

#### 議席の指定について

○議長（久保谷充君） 次に日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させますので、順次御着席を願います。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、読み上げさせていただきます。

1番久保谷充議員、2番落合剛議員、3番栗田敏昌議員、4番石引大介議員、5番高野好央議員、6番樋口達哉議員、7番栗原宜行議員、8番飯野良治議員、9番野口雅弘議員、10番永井義一議員、11番海野隆議員、12番平岡博議員、13番川畑秀慈議員、14番難波千香子議員、15番紙井和美議員、16番柴原成一議員、17番久保谷実議員、18番吉田憲市議員。

〔議席移動〕

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前10時27分といたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時27分再開

○議長（久保谷充君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 高野好央君

6番 樋口達哉君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に日程第4、諸般の報告を行います。

議長より報告をいたします。

本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第32号から議案第37号の6件であります。

次に、監査委員から令和2年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

副議長の選挙について

- 議長（久保谷充君） 次に日程第5，副議長選挙を行います。  
選挙は投票により行います。  
議場を閉鎖いたします。

〔書記，議場閉鎖〕

- 議長（久保谷充君） ただいまの出席議員は18名であります。  
お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により，立会人を

7番 栗原 宜 行 君

8番 飯野 良 治 君

9番 野口 雅 弘 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。  
投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

- 議長（久保谷充君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（久保谷充君） 配付漏れなしと認め，投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱を改める〕

- 議長（久保谷充君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，事務局長の点呼に応じ順次投票願います。

- 事務局長（小倉貴一君） それでは，読み上げさせていただきます。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

- 議長（久保谷充君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（久保谷充君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。  
これより開票を行います。

7番栗原宜行君，8番飯野良治君，9番野口雅弘君，立ち会い願います。

〔立ち会いの上，開票〕

○議長（久保谷充君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票，有効投票数18票，無効投票0。有効投票中，難波千香子君 8票，平岡博君 7票，川畑秀慈君 2票，永井義一君 1票。

以上のとおりであります。

選挙の法定得票数は5票でありますので，難波千香子君が副議長に当選されました。

ただいまの副議長選挙に当選されました難波千香子君が議場におられますので，本席から…。すみません，その前に，議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○議長（久保谷充君） ただいま副議長に当選されました難波千香子君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで，難波千香子君より挨拶がございます。難波千香子君，登壇願います。

〔副議長難波千香子君登壇〕

○副議長（難波千香子君） 皆様，こんにちは。ただいま議員の皆様により御推挙いただき副議長の大任を拝しました難波千香子でございます。議長の補佐役といたしまして，新たに誕生されました久保谷充議長をしっかりと支えて，皆様方からのお力添えを頂きながら，円滑なる議会運営と，議会改革を後退させることなく，さらなる活性化に努めてまいる所存でありますので，どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） それでは，ここで暫時休憩といたします。

議員各位においては，全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は，常任委員会及び議会運営委員会の委員等が決まり次第再開をいたします。

午前10時46分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

常任委員会委員の指名について

○議長（久保谷充君） 次に日程第6，常任委員会委員の指名を行います。

本件につきましては，委員会条例第5条第1項の規定により，指名いたします。

事務局長より朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは，読み上げさせていただきます。

総務常任委員会，久保谷実議員，柴原成一議員，川畑秀慈議員，野口雅弘議員，樋口達哉議

員、石引大介議員。

民生教育常任委員会、紙井和美議員、永井義一議員、飯野良治議員、栗原宜行議員、高野好央議員、落合剛議員。

産業建設常任委員会、吉田憲市議員、久保谷充議員、難波千香子議員、平岡博議員、海野隆議員、栗田敏昌議員。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 議会運営委員会委員の指名について

○議長（久保谷充君） 次に日程第7、議会運営委員会委員の指名を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、読み上げさせていただきます。

議会運営委員会委員、吉田憲市議員、久保谷実議員、紙井和美議員、柴原成一議員、野口雅弘議員、難波千香子議員、以上でございます。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

議員各位においては、全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。

午前11時28分休憩

---

午後 1時30分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

○議長（久保谷充君） 次に日程第8，常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果を報告いたします。

事務局長に報告をさせます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは，御報告させていただきます。

総務常任委員会委員長，樋口達哉議員，副委員長，石引大介議員。

民生教育常任委員会委員長，栗原宜行議員，副委員長，飯野良治議員。

産業建設常任委員会委員長，平岡博議員，副委員長，吉田憲市議員。

続きまして，議会運営委員会委員長，吉田憲市議員，副委員長，紙井和美議員，以上でございます。

○議長（久保谷充君） 以上で，常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

---

#### 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（久保谷充君） 次に日程第9，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては，龍ヶ崎地方衛生組合同規約第5条第2項の規定により，議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に，川畑秀慈君，海野隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました川畑秀慈君，海野隆君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。



ただいま当選されました川畑秀慈君，海野隆君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項により告知いたします。

---

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（久保谷充君） 次に日程第10，牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては，牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第2項の規定により，議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，牛久市・阿見町斎場組合議会議員に，飯野良治君，樋口達哉君，石引大介君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました飯野良治君，樋口達哉君，石引大介君を牛久市・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

ただいま当選されました飯野良治君，樋口達哉君，石引大介君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項により告知いたします。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（久保谷充君） 次に日程第11，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては，茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により，議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に久保谷充を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名されました久保谷充が後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷充が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知いたします。

---

#### 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（久保谷充君） 次に日程第12、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、久保谷実君、紙井和美君、永井義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷実君、紙井和美君、永井義一君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷実君、紙井和美君、永井義一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知いたします。

- 
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）      |
| 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）   |
| 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について） |

○議長（久保谷充君） 次に日程第13、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。まず初めに、今回の町議選挙におきまして御当選誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。これから4年間の御活躍を御期待を申し上げます。また、久保谷充議長、そして、難波副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。今後も議会活性化のために御尽力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、令和2年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

まず、議案第32号から議案第34号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第32号から議案第34号について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、働き方の多様化等を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第32号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では、未婚のひとり親に対する税制の見直し等、固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る税制の見直しなど所要の改正を行うものであります。

議案第33号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例の固定資産税の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第34号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税の限度額のうち、基礎課税額を2万円引き上げ63万円とし、介護納付金課税額を1万円引き上げ17万円とするものであります。

また、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円に引き上げるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） はい、御説明ありがとうございました。えーとですね、条文では第54条、固定資産の納税義務者、対照表、現行と改正後の対照表があつて、分かります、54条の3と、いや、4と5かな。4と5。4と5。ん、議案、議案は32号。大丈夫ですか。はい。それでね、実務的に我々もよく分からないので教えてほしいんですけども、まあ、現行だつていうと、4があつてですね、次、5に移るんですけども、改正後だつていうと、4の後に5を新しく付け加えて、まあ、そこから1つずつずれていくんですけども、そこで、その実務上、現行ですよ、現行、4月1日以前、いやいや、3月31日以前かな、どのような手続をもってその登録をしていたのかつていうことをまず教えてほしいんです。で、その新しい改正後ではね、当該登録をしようとするときはあらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならないと書いてありますけれども、現行ではどういう手続をもって登録していたのかつていうことをまずお伺いした

いと思います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務課長齋藤明君。

○税務課長（齋藤明君） はい、お答えいたします。

改正前の規定は東日本大震災等を想定したものであり、阿見町においては現在までそのような事例は実際のところはございませんでした。今回の改正によって、そういった具体的な手続が明確でなかった部分に対して法令上明確になったということなので、税条例も改正しまして、今回の提案となりました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） はい、海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、確認ですけれども、これ、固定資産税をかけるためのものですね、相続なんかが生じたときに。そうすると、現行では、いわゆるここで言う4条、5条、これを適用して課税してるっていうような事例はないっていうことで理解していいですか。

○議長（久保谷充君） 税務課長齋藤明君。

○税務課長（齋藤明君） はい、お答えします。

現行では、所有者が不在で使用者課税してるような課税例は阿見町においては存在しておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、議案第34号の国保のことでちょっとお伺いしたいんですけども、この中で、課税限度額ですね、61万円を63万円にということになるんですけども、まずこの、その前が58万……。はい、すいません。その前のはたしか58万だったと思うんですけど、まずお伺いしたいんですけども、61万円に引き上げたのはいつからですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

平成30年度に58万円になりまして、その後、令和元年度に61万円に引き上げております。今回、令和2年度で63万円に引き上げるという段階になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） はい、永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、令和元年度に61万円に引き上がったということですか。

けども、ということは、ちょっと今ホームページで国保のところを見たんですけども、算定基礎のPDFの版のところは平成30年度になってて、この中では58万というふうな、限度額ですね、記載がされているんですよ。これに関して早急に、これはこの限度額の部分を直すだけで構わないかと思うんですけども、これ、いつ頃までにホームページのほうの修正ってのはできますかね。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

国民健康保険税の説明画面については61万円に直っておりますが、計算のほうについては平成30年度のままでしたので、これは至急直させるようにいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） はい、海野隆君。

○11番（海野隆君） 今のところなんですけども、私、ちょっと数字的に教えてほしいんですけども、まあ、課税限度額、だんだんこう上がってくるわけですよ。やっぱり所得の多い人は所得に応じて国保財政を支えるために寄与しましょうと。で、5割・2割か、5割・2割の中間層っていうのかな、その辺の人たちは少し、こう、軽くしましょうと、こういうことで今回の制度の改正っていうか、金額の改正があったと思うんですけども、この金額の、金額っていうか、制度の改正でね、試算をしていけば教えてほしいんですけども、阿見町でその収支、収支がどういう収支になるのかっていうのと、それから、基本的にあまり変わらないのかもしれないけど、片方は上げてるけど片方は下げてるからね。

もう1つは、限度額、61万から今度63万になってくんですけど、その対象者の世帯、これは世帯数でやってんだっけ。世帯数。それから、5割及び2割で軽減される世帯があると思うんですけど、その件数ってのを分かっていけば教えてください。試算をしてれば。分かっているとしますけど。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

まず、限度額の上昇の場合については、209万3,700円上がる見込みでありまして、軽減のほうにつきましては、合わせて107万5,600円が軽減強化になりまして、合わせますと101万8,100円の増加という形に起算しております。

それと、世帯への影響ですけども、課税限度額においての上昇したことによりまして影響を受ける世帯につきましては、医療費については102件から99件へとなりますので、3件の減。それと、介護につきましては、26世帯から24世帯となりますので、2世帯が減る形になっております。

それと、軽減額の強化につきましては、世帯数について、5割軽減が957世帯から977世帯になりますので、20世帯が増加する形になっております。それと、介護のほうにつきましては、408世帯から419世帯に上がりますので、11世帯の増加という形に計算しております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第34号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第32号から議案第34号について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、よって、議案第32号から議案第34号については原案どおり承認することに決定いたしました。

---

#### 議案第35号 阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に日程第14、議案第35号、阿見町固定資産税評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第35号の阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例において引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第35号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。これによって、議案第35号については原案どおり可決することに決定いたしました。

---

### 議案第36号 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

○議長（久保谷充君） 次に日程第15、議案第36号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第36号の令和2年度阿見町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に5,189万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ170億1,889万9,000円とするものであります。

その内容は、次の3点になります。

1点目は、当初予算に概算額で計上しておりました、現在通行止めになっている飯倉地内の町道を横断する排水管の補修工事について、調査の結果、工事費を増額計上。その財源として、県単土地改良事業補助金を増額、排水路整備事業債を新規計上するものであります。

2点目は、学校給食の異物混入対策として、給食センターに金属検知機及び野菜洗浄機を導



入する経費を新規計上するものであります。

3点目は、新型コロナウイルス対策として、マスクや消毒薬などの購入費を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 御説明ありがとうございました。

6ページ、歳出で、予防費、先ほど町長のほうからですね、新型コロナに伴うマスクとか、消毒薬か、これを購入する費用だということで補正が組まれてるようですけども、学校も始まるとかということで、マスクですけども、職員の方はもちろん、それから、学校、その他、給食センターとか含めて、このマスクがどの程度、まず今マスクが足りてんのかどうかっていうことと、それから、ここで118万、マスクと消毒薬ってことですけども、それはどの程度のボリュームで買って、それをどういうふうに配布するのかっていうことは決まっていると思うんですけども、これについて御説明ください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

現在、職員用のマスクについては、職員が自ら用意しているもので対応してるところでございます。

また、いざと、まず職員のほうがまず症状があつて、熱とか、せきとか、そういうものが発生してる場合において、自分で所有するマスクが既になくなった場合につきましては、管理者が現在1課ごとに所属長ごとに50枚預かっておりますので、そちらから支給していく形になっておりますが、ほとんど現在使用されておられませんので、まずはまだ職員自体は対応しているところがあるかと思えます。

それと、現在、このサージカル、新しく買う枚数につきましては、一応こちらにつきましては、職員のほうが半年間、全職員が半年間行動できるようマスクと、それと、医療や介護、そうした施設のほうでいざというときに対応するためのマスクという形で、5万枚を用意する予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） はい、海野隆君。

○11番（海野隆君） 一般のね、町民の方々は、マスクの確保に結構苦勞している人もいる

っていうふうにお聞きします。それで、5万枚というと相当な枚数なので、これで半年ぐらいでね、収まれば一番いいんですけども、そのためのものだっていうことで了解しました。

それで、これはちょっと関連なんですけども、町からね、中国の柳州に送ったマスク、2万2,000枚、そのお返しとして4万枚が26日かなんかに向こうを発送して、27日にテレビかなんかでやりましたけども、それで、これが到着をしているんじゃないかと思えますけど、これはどのような形で使うのか、これ分かりますか。到着してるんですか、そもそも。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

柳州市のほうでですね、マスクが不足しているということで、国際交流の一環としてですね、阿見町のほうから提供したものが、今度柳州市のほうからですね、阿見町のほうでは今かなり困ってるってことで、4万枚送ってもらっております。

今届いている情報ですと、成田空港にですね、先週末届いたってことで、本日、成田空港のほうへですね、町の職員がですね、今それを引き取りに伺ってます。

で、今後の使い方はですね、ちょっとマスクのですね、品質をですね、確認させていただいてから、どのように使うか検討したいと思ってます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

はい、永井義一君。

○10番（永井義一君） 今回のこの補正なんですけども、今回補正が出るということで、コロナ関係のですね、国からとか県とかの補助金絡みなのかなと思って見ていたんですけども、そういう感じじゃないんですけども、今現在、国とか県からの補助金の動きってのはどうなってますか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 現在のところ、国や県からの補助っていう話は一切ございません。

○議長（久保谷充君） はい、永井義一君。

○10番（永井義一君） そうですか。ちょっとね、私の聞いたところで、笠間市でそういった形で補助金があって、国から2,753万、県から1,302万ってことで、これ、予算のほう補正でやってるって話をちょっと聞いたもので、てっきりそういう形になってるかと思ったんですけど、それは全然町のほうとしてはつかんでおりませんか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

一切そういう話は聞いておりません。はい。

○議長（久保谷充君） はい、永井義一君。

○10番（永井義一君） 分かりました。町のほうで来てないって言うんなら多分そうだと思うんですけども、じゃあ、そういった感じで県とか国からの補助、下りるとは思うんですけども、そういった場合には、平成じゃないや、令和2年度の補正っていう形で扱いはするわけですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 令和2年度補助金ということでそういう動きがあるのであれば、町としては至急それを使って補正予算を組んでいきたいと思ってます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい。6ページの教育費、この給食センターの備品の購入が出ておりますが、この金属探知機、また、野菜の洗浄機、これはそれぞれ何台、また、その能力的なものはどういう仕様になってるか、それをちょっと教えていただきたい。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回補正をさせていただく金属検知機・探知機、こちらは給食センターのほうに2台設置することになります。その2台の設置場所につきましては、搬入ラインが、野菜系が1ライン、それから、それ以外の穀物・肉類が搬入ラインがもう1つラインがございますので、そのラインごとに1台ずつ設置する予定でございます。そのほか、野菜洗浄機につきましては、既存の洗浄ラインに上乘せしてつけるような形になります。

で、それぞれの性能につきましては、まず金属探知機につきましては、約、鉄の破片が1.2ミリ、そして、それ以外の金属は約2ミリのものが検知できると。試験ではホチキスの針が検知できているというような、そういう性能でございます。発注につきましては、基本的にはこの性能発注で発注をしたいというふうに考えてございます。それと、野菜洗浄機につきましては、既存建屋の構造がありますので、その構造に設置できる野菜洗浄機、これを限定して設置することとなります。

それぞれ金属探知機のほうには2台合計で572万2,000円ほど、そして、野菜洗浄機につきましては699万ほどの金額の補正させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

そうしますと、この金属検知機に関しては、金属のみで、異物ということではないと捉えてよろしいんですか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回、金属検知機探知機につきましては、金属のみということでございます。

それ以外の異物につきましては、通常、野菜でいきますと、洗浄ラインがありまして、で、こういうパレット式のところに目視で約二十五、六名の調理員が確認をするという作業をしているんですが、今後は、野菜洗浄機を入れることによりまして若干人員の削減が見込めます。そういった方をプラスアルファそちらのほうの目視ラインに充てまして、おおむね人的目視を30名程度で実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ちょっとこの補正予算の中には入ってないんで、的外れになるかもしれないけども、関連したものなんでちょっと教えていただきたいんです。

今回の道路の陥没による工事なんですけども、非常に調べてみたら思ったよりも地盤が大変な状態で、緩くて、それにかかる費用がかなり増額されるということで、金額もさることながら、工事期間が5月頃から始まって、11月、今年いっぱいぐらいかかるということを説明でお聞きしました。

私も圏央道の工事を見てるんで、その軟弱地盤の上にああいう建物っていうか、橋を架けるのがいかに大変か、隠れた部分にお金がかかるかってのはよく見てるんで、今回の増額はしょうがないかなと思うんですけども、これだけ長くかかる中で、子供たちがね、10名弱だけでも、やっぱり通学路の中でやっぱり送り迎えをタクシーでやるという話をお聞きしたんですけども、その人数とタクシー代はどのくらいかかるのか、ちょっと関連したやつでお聞きしたいんですけども、どうでしょうか、教育委員長。

○議長（久保谷充君） 本当は議案に入っていないので。今のはちょっとあれだね、議案に入っていないので。

○8番（飯野良治君） だから、最初に……。はい。

○議長（久保谷充君） 後で、だから、後で。はい。

○8番（飯野良治君） 最初にお断りしたんですけども、これは、この工事に関わる費用としては、非常に附帯したものだと思うんですよ。で、もしこの場で議案に入っていないということで答弁を頂けなかったら、そのことを後で調べていただいてお知らせを願いたいということ

約束してもらって、終わります。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。これをもって、議案第36号については原案どおり可決することに決しました。

---

### 議案第37号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に日程第16、議案第37号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第37号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日付町議会議員の任期満了により、議会議員から選任しておりました難波千香子氏が退任となりました。

つきましては、次期の監査委員として紙井和美氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

慎重審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる15番紙井和美君の退席を求め

ます。

〔15番紙井和美君退場〕

○議長（久保谷充君） 本件につきましては、質疑、委員会の付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、よって議案第37号は原案どおり同意することに決しました。ここで、15番紙井和美君の除斥を解き、入場を許します。

〔15番紙井和美君入場〕

---

#### 閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会は予定された日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回阿見町臨時議会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時14分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 飯野良治

議長 久保谷 充

署名員 高野好央

署名員 樋口達哉